



1. 趣旨

市内の保育所等における保育士等のなり手が不足していることから、子育て応援1億円プロジェクト事業の一環として、市奨学金の返還減免対象に市内の私立保育所等に勤務する保育士等を追加しようとするもの。

2. 改正の主な内容

(1) 北上市奨学金貸与条例

条例に規定する減免対象者の追加 [第10条関係]

次のいずれにも該当する方

- ・ **市内の私立認可保育所等**（保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）に**勤務する方**
- ・ 保育士、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭のいずれかの資格所有者

(2) 北上市奨学金貸与規則

① 対象者の定義を追加 [第8条関係]

- ・ 1日6時間以上かつ月20日以上勤務
- ・ 保育所等と無期限又は1年以上の雇用契約等を締結
- ・ 市税等の滞納がない方
- ・ 奨学金を遅滞なく返還している方

② 減免額を追加 [第9条関係]

- ・ 当該年度の**当該年度返還額の3分の2**に相当する額（**減免期間は最大5年間**）
 - ➡ 既存の定住化促進制度では、減免額を2分の1としており、**保育士なり手不足の緊急性を鑑み、減免率を上乗せ**
- ・ 年間の減免額限度は、貸与総額の15分の1の額
 - ➡ 既存の定住化促進制度では、年間の減免額限度を貸与総額の20分の1の額
- ・ 当該奨学金の返還に対し、他の制度から補助金を受けた場合は、返還未済額から同補助金の額を控除する

3. 子育て応援1億円プロジェクト事業

(1) 保育士等保育料助成事業（令和2年度より施行）

市内の私立保育所等に勤務している保育士等が、子どもを市内の保育所等にあずけている場合の保育料の一部を補助又は減免

(2) 保育士等奨学金返還支援補助金（令和3年度より施行）

市内の私立保育所等に勤務している保育士等が、市奨学金以外の奨学金を返還している場合の返還額の一部を補助又は一部免除

(3) 保育士等就職支援助成事業（令和3年度より施行）

市内の私立保育所等に保育士等として新規に就労した場合1回に限り助成。転入等の場合には加算措置。

□参考 近隣自治体の保育士等への助成事業実施状況

	就職支援補助	再就職支援貸付	保育料等補助	家賃補助	奨学金返済補助	その他
北上市	R3		○		R3	
花巻市		○	○	○	○	
奥州市	○				○	○
盛岡市				○	○	
金ヶ崎町	○				○	○

4. 今後のスケジュール

令和2年5月 関係部課協議、庁議、法規審査
6月 6月議会（条例改正）
議決後、周知開始

5. 施行日

令和3年4月1日から施行

議案第 号

北上市奨学金貸与条例の一部を改正する条例

北上市奨学金貸与条例（平成 3 年北上市条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（返還の減免） 第10条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、申請により奨学金の返還未済額を減免することができる。 （1）～（3） [略]	（返還の減免） 第10条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、申請により奨学金の返還未済額を減免することができる。 （1）～（3） [略] <u>（4） 保育士、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭のいずれかの資格を有し、市内の保育所等（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第 7 条第 4 項に規定する教育・保育施設又は同条第 5 項に規定する地域型保育事業を実施する施設であって、市が設置したものを除く。）に就業した者で、保育人材確保のために市長が相当であると認めたとき。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 6 月 日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

保育人材の確保を図るため、保育士等が市内の保育所等に就業した場合に奨学金の返還の減免をしようとするものである。

北上市奨学金貸与規則の一部を改正する規則

北上市奨学金貸与規則（平成 3 年北上市規則第60号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(返還減免の対象者)		(返還減免の対象者)	
第 8 条　〔略〕		第 8 条　〔略〕	
		<u>2　条例第10条第 4 号に規定する市長が相当であると認める者は、次のいずれにも該当する者とする。</u>	
		<u>(1)　保育所等に 1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務している者</u>	
		<u>(2)　保育所等との間で期間の定めのない雇用契約又は契約期間が 1 年以上である雇用契約を締結している者</u>	
		<u>(3)　住所地である市区町村が賦課する税を滞納していない者</u>	
		<u>(4)　奨学金を遅滞なく返還している者</u>	
		<u>(5)　条例第10条第 4 号の規定による減免を受けたことがある場合にあっては、当該減免を受けた最初の年度以降 5 年度までの間で継続して当該減免を受けている者</u>	
(返還の減免額)		(返還の減免額)	
第 9 条　〔略〕		第 9 条　〔略〕	
区分	減免する額	区分	減免する額
〔略〕		〔略〕	
条例第10条第 3 号に該当する者	〔略〕	条例第10条第 3 号に該当する者	〔略〕
		条例第10条第 4 号に該当する者	<u>当該年度の返還未済額の 3</u>

			<u>分の2に相当する額（千円未満の端数が生じる場合は切り捨てた額及び他の制度により当該年度の返還未済額の3分の2以上の金額に相当する補助金がある場合は、返還未済額から当該補助金の額を控除した額）。</u> <u>ただし、貸与総額の15分の1の額を限度とする。</u>
様式第10号（第6条関係） 〔略〕 備考 1 〔略〕 2 市内に居住し、かつ、就業していることを条件に返還の減免を受けようとする場合は、住民票の写しを添付してください。なお、次の同意書に<u>署名捺印</u>することで、住民票の写しの添付を省略することができます。		様式第10号（第6条関係） 〔略〕 備考 1 〔略〕 2 市内に居住し、かつ、就業していることを条件に返還の減免を受けようとする場合は、住民票の写しを添付してください。なお、次の同意書に<u>記名押印</u>することで、住民票の写しの添付を省略することができます。	
様式第12号（第7条関係） 〔略〕 備考 1 〔略〕 2 市内に居住し、かつ、就業していることを条件に返還の減免を受けようとする場合は、就労証明書、住民		様式第12号（第7条関係） 〔略〕 備考 1 〔略〕 2 市内に居住し、かつ、就業していることを条件に返還の減免を受けようとする場合は、就労証明書、住民	

票の写し、課税所得証明書及び納税証明書を添付してください。なお、次の同意書に署名捺印することで、住民票の写し、課税所得証明書及び納税証明書の添付を省略することができます。

個人情報の閲覧に係る同意書

申請に係る審査に必要な住所地、所得及び納税状況を確認するため、私の住民基本台帳及び課税台帳を閲覧することに同意します。

年 月 日

奨学生

住所

氏名

㊞

票の写し、課税所得証明書及び納税証明書を添付してください。

3 市内の保育所等に就業していることを条件に返還の減免を受けようとする場合は、就労証明書、資格に関する証明書の写し、納税証明書を添付してください。

4 市内に住所を有する者に限り、次の同意書に記名押印することで、住民票の写し、課税所得証明書及び納税証明書の添付（市内の保育所等に就業していることを条件とする場合は納税証明書の添付）を省略することができます。

個人情報の閲覧に係る同意書

申請に係る審査に必要な私に係る次の台帳を閲覧することに同意します。

☐ 住所地を確認する住民基本台帳

☐ 所得及び納税状況を確認する課税台帳

年 月 日

奨学生

住所

氏名

㊞

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。